

第8章 建築計画

8-1. 既存施設の取扱い

1) 郷土資料室の減築・再整備

- ・郷土資料室は、昭和59年(1984)に、長久手勤労者野外活動施設として建設され、昭和60年(1985)に長久手町郷土資料室が開館し、現在に到っているが、以下の理由により、1・2階部分を解体・撤去する。
 - ①建設後32年が経過し、現在の耐震基準を満たしていないこと
 - ②喫茶室・トイレ・管理事務所等の老朽化、スペースの課題があること
 - ③展示面積が約150㎡と少なく、展示物も更新が必要となっていること
 - ④バリアフリー基準を満たしておらず、対応が必要であること
 - ⑤国指定史跡長久手古戦場の景観形成上、現状のデザインは調和が取れていないこと
 - ⑥再生利用を行うには、減築・一部増築・耐震補強等コストがかかりすぎる
- ・郷土資料室地階は、和弓場更衣室及び和弓場倉庫、機械室として建設されたが、現在、機械室を除き、市の文化財の収蔵倉庫として利用されている。
- ・今後は、旧和弓場倉庫は、引き続き文化財の収蔵庫としての利用を予定するが、更衣室についてはトイレ付き和弓場更衣室として改修利用する。
- ・郷土資料室の撤去時期は、展示サービスの休止期間を最少化するため、新施設完成直前まで現施設でのサービスを継続する。

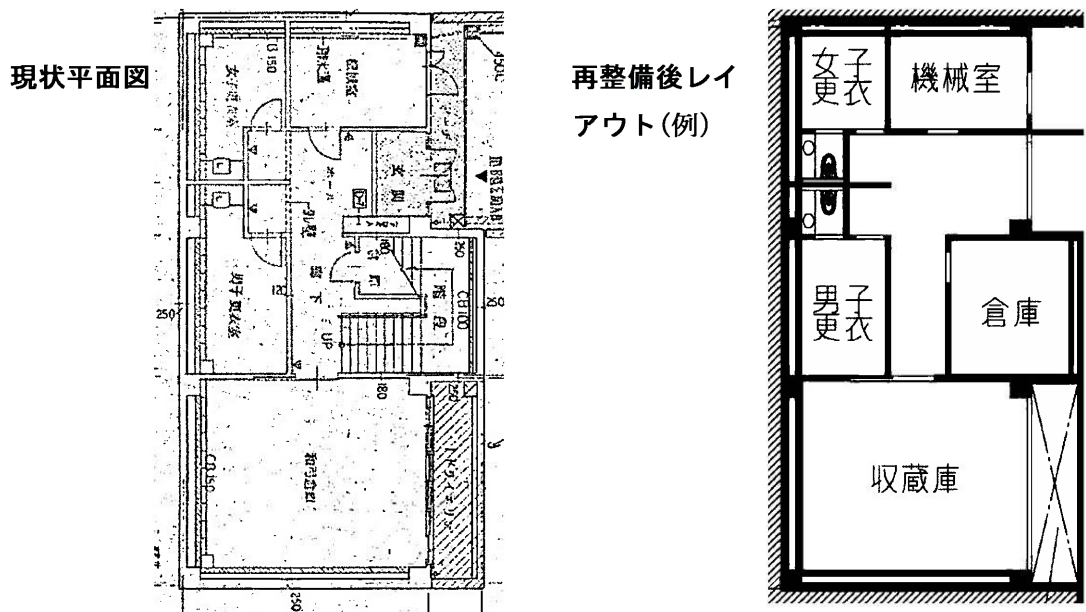


図1 郷土資料室地階再整備計画図(例) 現況対比

2) 既存トイレ・東屋の解体撤去

- ・国指定史跡地内市有地飛び地に設置されている既存トイレは、バリアフリー基準を満たしておらず、既存トイレ付近の東屋を含め、古戦場の景観にそぐわないため解体・撤去する。
- ・庭園東側に設置されている東屋は、新たなガイダンス施設の整備の計画地となるため解体撤去する。

3) 和弓場の再整備

①和弓場移転の課題

- ・和弓場は、基本構想において、公園西側ゾーンもしくは公園外への移転を検討することとなっていたが、西側ゾーンへの移転は、夜間利用による近隣住環境への影響が生じるため困難であり、場外移転は、本市のスポーツ施設整備等基本構想における位置づけが明確になっていない状況である。

②和弓場の現状

- ・現在和弓場は、大学生を含む年間約 6,000 人の多世代の利用があり、一般にも開放され、夜間利用も行われており、長久手古戦場桜まつりの際には、弓道大会が開催されている。
- ・古戦場に整備されている和弓場は、公園中央部東側の主利用地盤から約 3m 下がった取り付け道路レベルに近い位置にあり、北側に射場、南側に的場、東西に目隠し屏が配置され、建屋はRC構造となっている。
- ・和弓場は、近的（射程 28m）、5 人立ち構成で、射場（13.5m×7m、94.5 m²）、的場（10.565 m×2.1m、22.186 m²）が設けられており、射場には、トイレ 1 穴、湯沸し、師範席が設置されている。

③和弓場の取扱い

- ・和弓場の取扱いについては、以下の理由から必要な改修を行い、現状位置で存続する。
 - ①公園主利用地盤から約 3m 下の位置にあり、国指定史跡地への影響が少ないこと
 - ②公共交通でアクセスする大学生の利用環境として現状位置は最適であること
 - ③古戦場公園に相応しい体験型施設として活用できること
 - ④施設の利用者数が多く、今後も集客性が期待できること
 - ⑤これまで弓道会の施設管理・運営への協力実績があり、今後も期待できること

④和弓場改修計画

- ・射場は、トイレを廃止し、湯沸しを更新、師範（審判）席を拡張するなど、必要な改修をする。
- ・郷土資料室地下男女更衣室は、更衣室洗面スペースをトイレに改造し、階段スペースを和弓倉庫に改造し、利用環境の向上を図る。

8-2. ガイダンス施設計画

1) ガイダンス施設計画の基本方針

- ・ガイダンス施設は、利用者の利便性、運営・管理の合理性の観点から、東側ゾーン古戦場広場の北側に隣接したかたちで配置する。
- ・ガイダンス施設地階のミュージアムシアター及び展示室は、有料施設化を検討する。
- ・本施設は、平屋建てとし、東側市道レベル（地階）に展示機能、公園主利用地盤（1階）レベルにガイダンスホール・ライブラリーカフェ・トイレ機能を配置する。
- ・国指定史跡地や庭園の景観に配慮し、ガイダンス施設1階は、庭園と調和した形態とし、屋根は瓦葺、壁面はガラス張りとし土壁主体で構成する。
- ・本施設の主構造は、地階の配置、エレベーターの設置、展示物の保護・防犯・防災等の条件から鉄筋コンクリート造とし、1階ライブラリーカフェ部分は、国指定史跡地の眺望機能を考慮し鉄骨造を併用する。
- ・古戦場公園東側ゾーンには、市道レベルと主公園レベルを結ぶ、基準を満たすバリアフリー動線を確保できないため、すべての人が施設休館時においても古戦場公園を利用できるよう地階・1階連絡エレベーターを設置する。

2) ガイダンス施設1階の配置と諸室構成

- ・ガイダンス施設は、公園利用者によるトイレ利用とガイダンス施設の動線の交錯を最小化するため、主要諸室を配置する南棟と、トイレを配置する北棟に分け、両棟間にガラス張りのサブエントランスホールを設ける形態とする。
- ・ガイダンス施設南棟の諸室構成は、古戦場広場に面する南側にガイダンスホールを、庭園を眺望できる西側にライブラリーカフェを、中央部に受付・スタッフルームを、東側に階段を配置する。
- ・ガイダンス施設北棟の諸室構成は、サブエントランスホール付近にエレベーターを、その北側に多目的トイレ・男子トイレ・女子トイレを配置する。

3) ガイダンス施設地階の配置と諸室構成

- ・ガイダンス施設地階は、北・西・南側が地中に埋まり、東側風除室付近が市道に開かれた形態とする。
- ・東側から中央部にかけて風除室・ホール・階段を配置し、北西側にミュージアムシアター、北東側にエレベーター・倉庫・会議室・資料閲覧室を配置する。
- ・ホール西側から南側一帯は、北から南に資料展示室・収蔵展示室・作業室・収蔵庫（道路に面して出入口を設置）を配置する。

4) ガイダンス施設レイアウト (例)

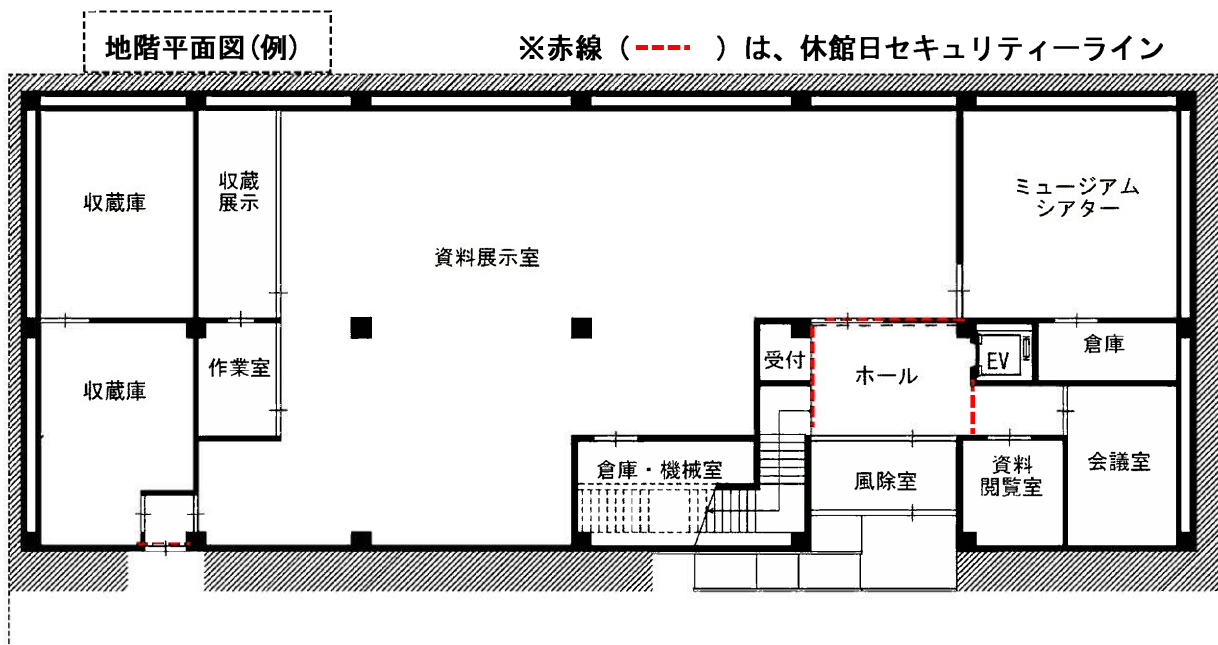
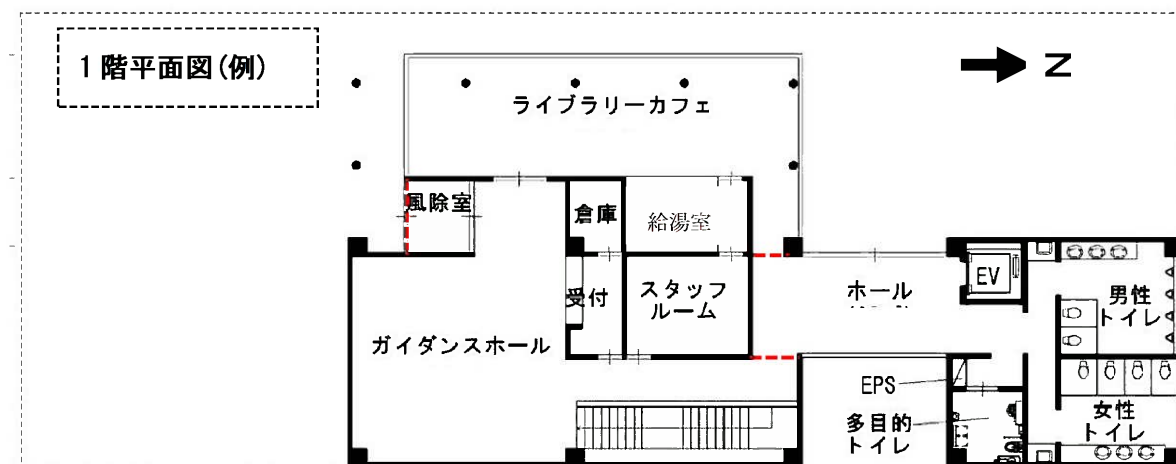
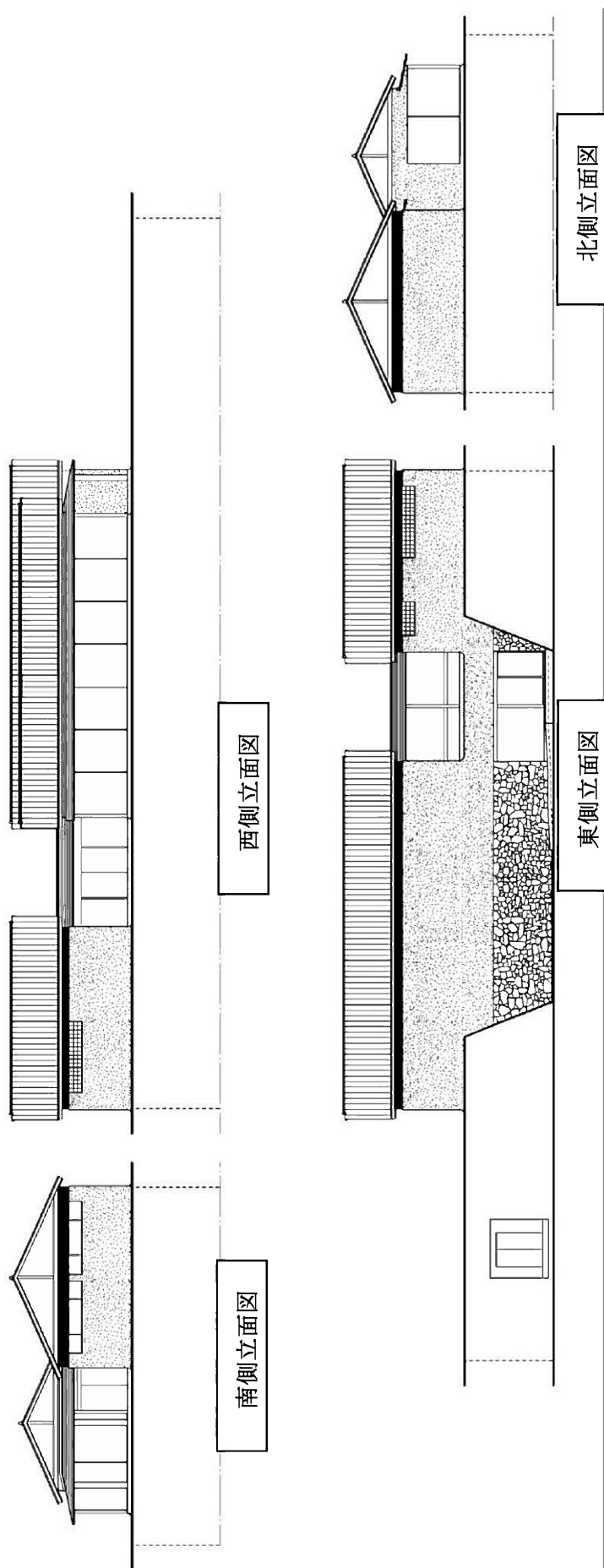


図 3 ガイダンス施設建築計画図(例)

5) ガイダンス施設立面レイアウト (例)



8-3. 歴史民俗体験施設等計画

1) 歴史民俗体験施設の役割と構成

- ・歴史民俗体験施設は、長久手の歴史民俗展示・体験施設としての役割を担う。
- ・歴史民俗体験施設は、移築民家とし、多目的休憩所・納屋・収蔵庫・トイレの施設群と南庭、駐車場、芝生広場、修景（緩和）植栽の構成とする。

2) 移築民家（木造茅葺等）

- ・長久手周辺の伝統的建築様式である鳥居造り民家を移築し、必要な改修を行い、長久手の歴史民俗展示・集会・体験学習・休憩施設として利用する。

3) 納屋（木造瓦葺等）

- ・木造瓦葺造の納屋を新築し、農機具等の収蔵展示施設として利用する。

4) 多目的休憩所（木造瓦葺等）

- ・民家及び納屋と調和した木造瓦葺等で多目的休憩所を新築し、来場者の休憩、歴史民俗展示、長久手の郷土料理の体験施設として利用する。

5) 収蔵庫（木造瓦葺等）

- ・木造瓦葺の収蔵庫を新築し、展示品等の保管施設として利用する。

6) トイレ（RC+木造瓦葺等）

- ・RC+木造瓦葺等でトイレを新築し、多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレを整備する。

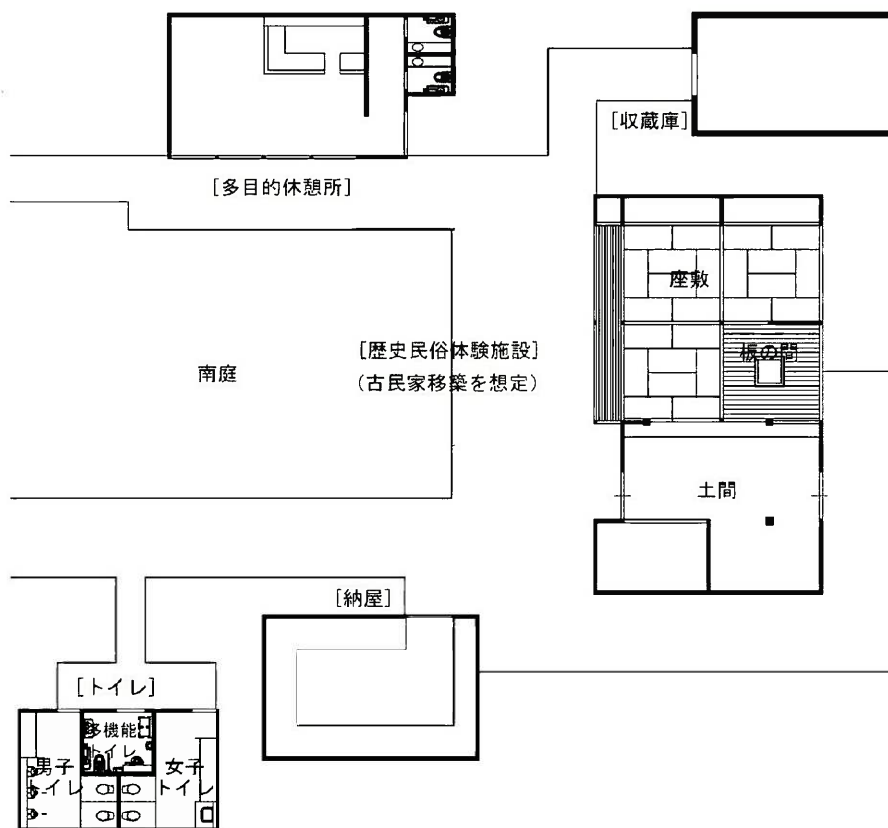
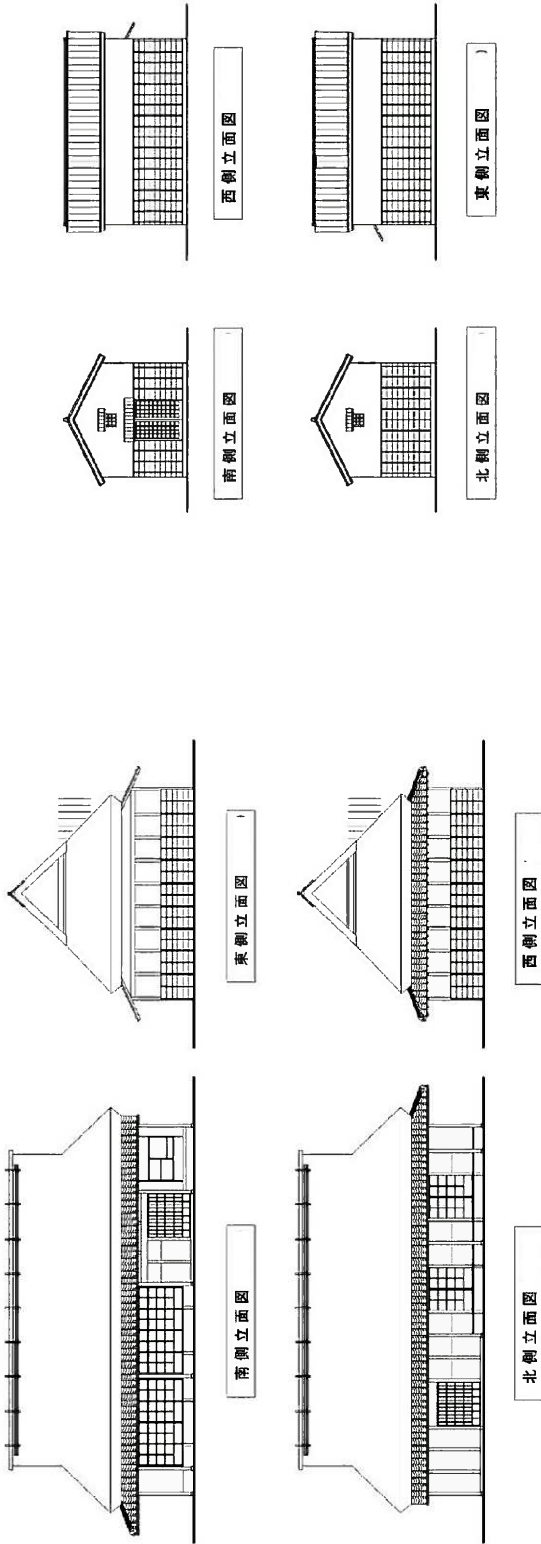


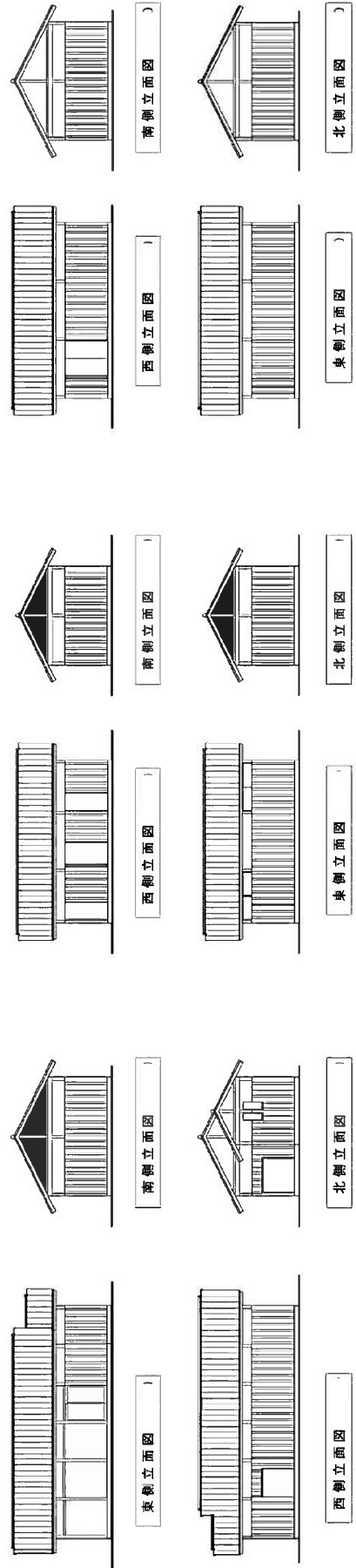
図 5 西側ゾーン建築レイアウト（例）

7) 西側ゾーン 歴史民俗体験施設・納屋・多目的
休憩所・収蔵庫・トイレ立面レイアウト(例)



[収蔵庫]

[歴史民俗体験施設]



[多目的休憩所]

[トイレ]

[納屋]